

社会福祉法人西さがみ福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人西さがみ福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （3）報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （4）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

（公 表）

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（費用弁償）

第5条 この法人は、役員及び評議員が職務の執行にあたって負担した費用については、別に定める役員及び評議員の費用弁償に関する規程により支給する。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月25日(評議員会の議決日)から施行する。